

美濃加茂市告示第87号

美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市が収集する一般廃棄物の集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置若しくは改修（以下「設置等」という。）又は不法投棄を抑制する備品を購入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もってごみ集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示においてごみ集積所とは、自治会が管理する集積所をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、ごみ集積所を管理する自治会とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の交付を受けることができる補助金は、同一年度において1自治会につきごみ集積所を新設若しくは移設する事業又は既設のごみ集積所を改修する事業のいずれかで1回、ごみ集積所の監視カメラ設置等不法投棄対策事業で1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 設置又は改修する物の構造のわかる図面
- (2) 設置場所の位置図（案内図）

- (3) 購入（工事）見積書又は購入（工事）契約書の写し
- (4) 全体平面図（配置図。配線を伴う工事は配線図を含む。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、各事業開始日の10日前までに行うものとする。
（交付決定）

第7条 規則第11条の補助金等交付・不交付決定通知書は、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）とする。
（実績報告）

第8条 規則第18条第1項の補助事業等実績報告書は、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助事業実績報告書（様式第3号）とし、当該補助事業完了後30日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。
（交付額の確定）

第9条 規則第19条の補助金等確定通知書は、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付額確定通知書（様式第4号）とする。
（補助金の請求）

第10条 規則第21条第2項の補助金等交付請求書は、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付請求書（様式第5号）とする。
（適用除外）

第11条 規則第8条の規定は、適用しない。
（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
ごみ集積所を新設又は移設する事業	・設置工事に要する経費。ただし、土地の取得等に係る費用を除く。	補助対象経費の1/2以内の額。ただし、100千円を限度とする。
既設のごみ集積所を改修する事業	・改修工事に要する経費 ・改修に伴う備品購入費	補助対象経費の1/2以内の額。ただし、50千円を限度とする。
ごみ集積所の監視カメラ設置等不法投棄対策事	・監視カメラの設置等不法投棄対策に必要となる次の経費 (1) 監視カメラの設置に要す	補助対象経費の1/2以内の額。ただし、100千円を限度とする。

業	る費用 (2) 監視カメラ以外の対策品 の購入に要する費用	
---	-------------------------------------	--